

平成 26 年度

事業計画書

平成 26 年 4 月 1 日から

平成 27 年 3 月 31 日まで

公益財団法人愛媛県学校給食会

はじめに

(環境認識)

1 少子化に伴う学校給食人口の減少は、長期的に継続する。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成 24 年 1 月推計)」の中位推計によれば、我が国の年少人口(0～14 歳)は、平成 22(2010)年の 1,684 万人から 50 年後の平成 72(2060)年には 791 万人へと 893 万人(当初人口の 53.0%)の減少が見込まれる。

2 平成 25 年度愛媛県内公立学校給食実施状況調査結果から

愛媛県教育委員会が平成 25 年 5 月 1 日現在で実施した標記調査の結果は、次のとおりであった。

区 分	総 数	うち 休校	実質総数	完全給食		補食給食		ミルク給食		計		
				実施数	実施率	実施数	実施率	実施数	実施率	実施数	実施率	
小学校	学校数	324	7	317	316	99.7%	0	0.0%	0	0.0%	316	99.7%
	児童数	72,475		72,475	72,436	99.9%	0	0.0%	0	0.0%	72,436	99.9%
中学校	学校数	138	2	136	135	99.3%	0	0.0%	0	0.0%	135	99.3%
	生徒数	37,831		37,831	37,782	99.9%	0	0.0%	0	0.0%	37,782	99.9%
特別支 援学校	学校数	8	0	8	8		0		0		8	
	児童等数				1,226		0		0		1,226	
夜間定 時制高 等学校	学校数	0	0	0	0		0		0		0	
	生徒数				0		0		0		0	
計	学校数	470	9		459		0		0		459	
	児童等数				111,444		0		0		111,444	
幼稚園	園 数	77	0		51		3		0		54	
	幼児数				1,612		165		0		1,777	

(注)

- 1 調査対象は、週 3 回以上学校給食を実施している学校とする。
- 2 学校給食の形態区分については、学校給食法施行規則第 1 条の定義に従い、当該学校における主たるものをとっている。
- 3 「総数」の欄以外の児童等数については、5 月 1 日現在において実際に給食を受ける人数(食物アレルギー等により受ける予定のない人数は含めていない。)を記入している。
- 4 幼稚園については、学校給食法施行規則第 1 条の定義に準じて給食を実施している幼稚園を対象としている。
- 5 「総数」の欄には平成 25 年 5 月 1 日現在の学校基本調査の学校数・児童生徒数の総数を記入している。完全・補食・ミルク給食の合計ではない。

この調査結果は、国立校・私立校を含まず、教職員数を含まないため、当法人の事業対象と一致はしないが、事業対象規模の推移を知る上で参考とすべきものである。

平成 26 年度事業計画

なお、近年における調査結果の推移は、次のとおりである。

区分 年度	公立学校給食完全実施状況		
	実施数計	対前年度 増減数	対前年度 増減率
平成 22 年度	116,867	▲1,729	▲1.46%
平成 23 年度	115,004	▲1,863	▲1.59%
平成 24 年度	113,262	▲1,742	▲1.51%
平成 25 年度	111,444	▲1,818	▲1.61%

したがって、過去 3 年間の平均減少数は 1,808 人、平均減少率は 1.57%となる。

平成 26 年度公益目的事業における物資供給高の見込みについては、需要申請を受ける基本物資はその需要数を、需要申請を受けない一般物資については完全給食実施状況平均減少率を用いて、それぞれ算定することとする。

3 学校給食用牛乳需要調査結果から

当法人が学校及び学校給食センター（以下「学校等」という。）並びに市町教育委員会の協力を得て 5 月に実施する標記調査は、学校等ごとに、供給人員に年間給食日数を乗じ、さらに調理用の牛乳需要を加えて、年間牛乳需要の総量を求めるものである。

完全給食・補食給食・ミルク給食のいずれをも含む牛乳の需要を調査する点、調査対象が国立校、私立校を含む点、さらに教職員数を含む点において、県内学校給食人口に最も近似する値が得られると考えられる。

各調査表に記載された「供給人員」を集計した結果は、次の表のとおりである。

市町立小中学校（※）		平成 24 年度 供給人員 A	平成 25 年度 供給人員 B	増 減 (B - A)
No.	市 町 名			
1	四国中央市	7,934	7,758	▲176
2	新居浜市	11,005	10,711	▲294
3	西条市	10,252	9,987	▲265
4	今治市	14,015	13,770	▲245
5	上島町	467	474	7
6	松山市	43,503	43,207	▲296
7	東温市	3,104	3,039	▲65
8	伊予市	3,486	3,419	▲67

平成 26 年度事業計画

9	松前町	2,823	2,628	▲195
10	砥部町	1,972	1,960	▲12
11	久万高原町	740	708	▲32
12	大洲市	4,241	4,119	▲122
13	内子町	1,633	1,583	▲50
14	八幡浜市	3,089	2,921	▲168
15	伊方町	786	751	▲35
16	西予市	3,362	3,280	▲82
17	宇和島市	7,203	6,999	▲204
18	鬼北町	948	959	11
19	松野町	350	333	▲17
20	愛南町	2,098	1,998	▲100
	小 計	123,011	120,604	▲2,407
	国立小中学校	1,214	1,181	▲33
	私立中学校	12	15	3
	国立特別支援学校	95	96	1
	県立特別支援学校	1,825	1,998	173
	小 計	3,146	3,290	144
	合 計	126,157	123,894	▲2,263

(※) 今治市、松山市及び宇和島市の供給人員には、それぞれ愛媛県立今治東中等教育学校、松山西中等教育学校及び宇和島南中等教育学校の前期課程の供給人員を含む。

市町立小中学校及び県立中等教育学校前期課程の平成 25 年度の供給人員 120,604 人を、上記 2 の学校給食実施児童生徒数 111,444 人と比較すると、その差 9,160 人が教職員に相当する数であると考えられる。

なお、平成 24 年度から 25 年度にかけての減少数 2,407 人から、減少率 1.96%を求めることができる。

以上のように、当法人の公益目的事業の規模を示す学校給食人口は、今後継続的に減少を続ける。

その減少分を公益目的事業に係る計画及び収支予算に反映させるとともに、その減少分を補うべき収益事業に係る計画及び収支予算を立てる必要がある。

(基本方針)

以上の状況を踏まえ、平成 26 年度に向けては次の 3 点を軸に事業計画を策定した。

1 公益財団法人として再出発して 2 年目、定款による執行体制並びに定款及び内部規程に沿った業務遂行により、引き続き内部充実を図る。

2 児童生徒数の減少が公益目的事業の相対的なコスト高につながることを将来にわたって避けるために、保育所等の社会福祉施設における給食需要に応える事業を、平成 25 年度下期から収益事業として開始した。

平成 26 年度は、この収益事業を本格的に稼働させ、軌道に乗せる必要がある。そのためには、当面の対象とした近隣地域の保育所はもちろん、保育所と同一経営による高齢者福祉施設、近隣地域の高齢者福祉施設等に対しても事業展開を図る。

3 アレルギー及び食中毒、特に冬場を中心としたノロウイルスによる食中毒等、学校給食をめぐる課題は少なくない。物資供給者としては、これらの課題に対して積極的に取り組む必要がある。

経営基盤が区々な学校給食用パンの委託加工工場に対して、異物混入予防対策の強化及び冬場のノロウイルス検査を含む保菌検査を徹底するよう、要請・指導を継続する。

(事業の概要)

I 公益目的事業

1 学校給食用物資の安定供給に関する事業

(1) 基本物資の安定供給

ア 米穀

米については、地産地消の観点から、東予・中予・南予の地域産米を各地域内の学校に対して供給することを基本とし、均質性・平等性を確保するため、地域産米の規格と価格は、県内同一とする。

その一方で、「地元市町産米を使いたい」という要請にも柔軟に対応し、県内学校給食需要のほぼ全量を供給する。

炊飯設備のない学校に対しては、委託炊飯施設から炊きたての米飯を供給する。

イ パン

パンについては、均質性・平等性を確保するため、輸入小麦粉を使ったコッペパン及び食パンを標準パンとし、40g から 80g まで 10g 刻みの新たな量目規格ごとに県内同一価格とする。

一方、米粉パンや、地産地消の観点から県内産裸麦粉やみかん果汁を使ったパンを「えひめの多様化パン」として、学校が選択できるようにする。

なお、裸麦粉パンについては、小麦粉 80%・裸麦粉 20%の従来のものに加えて、裸麦粉とグルテンのミックス粉 100%の「裸麦粉パン 100」をメニュー化する。

ウ 牛乳

牛乳については、愛媛県畜産課との連携を通じて、知事が定めた県内同一価格で、県内くまなく供給する。

エ みかん果汁

飲用みかん果汁については、温州みかん 50%・いよかん 50%のミックス果汁を県内同一価格で供給する。

(2) 一般物資の安定供給

常温保存食品及び冷凍保存食品合計で数百品目を、所有している冷凍配送車 10 台で、県内各地へ同一価格で供給する。

(3) 学校給食用パンの品質調査

毎学期 1 回、抜取試料である学校給食用パンを持参した学校関係者立会のもとで、外観（焼色・形整形・皮質・焼均等）・内相（すだち・色相・触感・香・味）の各要素にわたる品質調査を実施する。

(4) 物資選定委員会の運営

理事会の諮問機関として物資選定委員会を設置し、10 月及び 2 月に開催し、価格・調理性・嗜好性・栄養価等の基準に則って選定した後に取扱物資として登録する。

(5) 価格情報の開示

基本物資の価格は、当法人の運営原資となる事務費等、それぞれの積算根拠を添えて、あらかじめ愛媛県教育委員会に通知し、その了知を得た上で学校に対して通知する。

2 学校における食育の推進の支援に関する事業

(1) 学校給食関係者を対象とした研修会の開催

ア 栄養教諭・学校栄養職員研修会

学校給食栄養管理者である栄養教諭及び学校栄養職員が食育推進等の知識・技術の習得及び資質の向上を図る研修会を、11月に愛媛県学校給食総合センターにおいて開催する。

イ 学校給食調理従事職員研修会

学校給食調理従事職員の衛生管理、食育推進等の知識の習得及び資質の向上を図る研修会を、夏季休業中に、東予・中予・南予の3会場において開催する。

(2) 食育教材の無償貸与

学校に対して、スライド、紙芝居、ビデオ、DVD等の食育教材の無償貸与を行う。

(3) 所有施設の無償貸与

学校栄養職員等に対し、所有する愛媛県学校給食総合センターの2階調理実習室及び会議室の無償貸与を行う。

(4) 学校給食用物資・食育関連情報の収集と情報提供

ア 学校給食用物資に関する情報開示

学校給食用物資について、多岐にわたる詳細な資料を収集し、それらのうち、名称・銘柄・製造者・工場所在地・内容量・価格（外税）・冷凍食品にあつては調理方法・原材料配合割合・アレルギー物質・100g当たり栄養分析結果・特長・食品検査の各項目について、価格表に掲載し、学校に対して配付する。

イ 農作物作況に関する情報収集と必要に応じた開示

米・輸入小麦・温州みかん等の主要生産物の生産動向を関係各方面の専門家から収集し、必要に応じて、機関紙「えひめの給食だより」等に掲載して、県・市町教育委員会及び学校に対して配付する。

ウ 献立表集の配布

学校給食センター及び学校給食共同調理場から毎月、給食献立表を取り寄せ、「献立表集」にまとめて、学校給食センター等に配付することにより、献立表作成や郷土料理の紹介に資する。

エ ホームページの運営

ホームページを運営し、食育関連情報を掲載して提供するとともに、食品検査等の結果を開示する。

(5) 地場産物の利用の積極的推進

「生きた教材」として食育に大きな役割を果たす地場産物の利用を積極的に推進することを通じて、地産地消に寄与する。

ア 地場産物を利用した加工食品の開発

県内産農産物を利用した加工食品は、学校給食の選択肢を増やして献立を豊かにするほか、地域の産業や食文化に触れることのできる「生きた教材」にもなり、さらに生産者にとっては地産地消や1次産業の6次産業化の推進を通じて収入の増加や生産性の向上につながるものである。

このため、県の関係機関、生産者等と連携して、生産者（シーズ）と学校給食現場（ニーズ）を結び付ける加工食品の開発に努める。

イ 地場産物の利用割合の増加に向けた努力

県内各地における身近な地場産物の利用を促進する一方で、県単位での地場産物利用割合の増加にも努める。

(6) 親子を対象とした体験会の開催

学校給食用パンの製造工程を親子で見学することで、学校給食が、それに関わる人々の様々な活動に支えられていることについて感謝の念や理解が深まるとともに、家庭におけるおいしいパン作りのヒントが得られる機会を提供するため、12月に、パン委託加工工場において体験会を開催する。

3 学校給食用物資の安全確保及び衛生管理に関する事業

(1) 学校給食用物資の安全性の確認

学校給食用物資については、詳細な安全情報を収集、確認した上で精選し、物資選定委員会に諮る。

(2) 食品検査の委託実施

食品検査は、次に掲げるように、信頼できる検査機関に委託する。

ア 精米及び小麦粉 一般財団法人日本穀物検定協会

イ 牛乳の規格検査 松山市保健所

- ウ 一般物資の抜取細菌検査 松山市保健所
- エ 一般物資の食品中の放射性物質の試験 愛媛県立衛生環境研究所

(3) 物資の保管

ア 学校給食用物資の適正保管

常温保存一般物資は所有倉庫で、冷温保存基本物資及び冷凍保存一般物資は営業倉庫を借りて、適正に保管する。

イ 牛乳・果汁用冷蔵庫の無償貸出

牛乳・果汁用の冷蔵庫（8台）を、必要に応じて、学校に対して無償貸与する。

(4) 衛生管理の徹底

ア 衛生検査器具の無償貸出及び検査試薬の無償提供

学校に対して、必要に応じて衛生検査機器の無償貸与を行い、衛生管理、衛生教育を支援する。

(ア) 手洗いチェッカー（3台）の無償貸与と蛍光ローションの無償提供により、普段の手洗いで洗い残しが多いことを体験できる教材としての活用に努める。

(イ) 調理設備・器具の拭取検査結果（微生物の有無）が即座に数値化される拭取検査用ATP検査器具（4台）の無償貸与と検査試薬の無償提供により、調理場の衛生管理を支援する。

(ウ) 菌培養等に使えるふらん器（10台）を無償貸与し、調理場の衛生管理を支援する。

イ パン委託加工工場及び炊飯委託施設を対象とした衛生管理調査を実施し、必要に応じて指導を行う。

また、すべてのパン委託加工工場に対して、原材料検収時に使用する食品用放射温度計及びアルコールによる手指消毒器を無償貸与して衛生管理を支援する。

ウ 職員の健康管理に努めて、月例保菌検査の結果を学校に対して報告し、また、配送車に排ガス浄化装置を付けるなど、食品納入業者としての衛生管理を徹底する。

II その他の事業（収益事業）

1 保育所等の社会福祉施設における給食用物資の供給に関する事業

供給する物資については、学校給食用物資と同規格のものを選定し、また、当該物資の選定が学校給食用物資の供給価格の安定を妨げ、又は学校給食用物資の安定供給を妨げることがないようにする。

供給価格については、学校給食用物資の価格を下回らないようにする。

学校給食につながる保育所給食の充実に寄与することが有意義であるため、給食を実施する保育所（認定こども園を除く。）を中心には据えるが、同一経営の高齢者福祉施設や近隣地域の高齢者福祉施設にも事業展開を図るものとする。

(1) 基本物資の供給

ア パンについては、県内 11 箇所の委託加工工場の生産能力、輸送能力、学校給食以外の収入源の有無が区々で、新規供給先の開拓の可否はもとより、当法人の委託加工工場として供給するか、独自に供給するかの判断も、工場によって異なってくる。

したがって、各工場が学校給食用パン委託加工工場の指定を返上しないという前提条件のもとに、新規供給先の開拓を進めることとする。

イ その他の基本物資の供給は、当面は行わないこととする。

(2) 一般物資の供給

常温保存食品及び冷凍保存食品合計で数百品目を、所有している冷凍配送車 10 台で、学校給食用物資と同一価格で供給するものとする。

2 保育所等の社会福祉施設における食育の推進の支援に関する事業

(1) 食育教材の無償貸与

保育所等に対して、スライド、紙芝居、ビデオ、DVD等の食育教材の無償貸与を行う。

(2) 給食用物資・食育関連情報の収集と情報提供

ア 給食用物資に関する情報開示

給食用物資の名称・銘柄・製造者・工場所在地・内容量・価格（外税）・冷凍食品にあつては調理方法・原材料配合割合・アレルギー物質・100g 当たり栄養分析結果・特長・食品検査の各項目を掲載した学校給食用一般物資価格表を、保育所等に対し

でも配付する。

イ 農作物作況に関する情報収集と必要に応じた開示

米・輸入小麦・温州みかん等の主要生産物の生産動向を関係各方面の専門家から収集し、必要に応じて、提供する。

ウ ホームページの運営

ホームページを運営し、食育関連情報を掲載して提供するとともに、食品検査等の結果を開示する。

3 保育所等の社会福祉施設における給食用物資の安全確保及び衛生管理に関する事業

(1) 給食用物資の安全性の確認

給食用物資については、詳細な安全情報を収集、確認した上で精選し、物資選定委員会に諮った学校給食用物資を用いる。

(2) 食品検査の委託実施

信頼できる検査機関に食品検査を委託した学校給食用物資を用いる。

(3) 物資の保管

ア 給食用物資の適正保管

常温保存一般物資は所有倉庫で、冷温保存基本物資及び冷凍保存一般物資は営業倉庫を借りて、適正に保管する。

イ 牛乳・果汁用冷蔵庫の無償貸出

牛乳・果汁用の冷蔵庫（8台）を、必要に応じて、保育所等に対して無償貸与する。

(4) 衛生管理の徹底

ア 衛生検査器具の無償貸出及び検査試薬の無償提供

保育所等に対して、必要に応じて衛生検査機器の無償貸与を行い、衛生管理、衛生教育を支援する。

- ① 手洗いチェッカー（3 台）の無償貸与と蛍光ローションの無償提供により、普段の手洗いで洗い残しが多いことを体験できる教材としての活用に努める。
- ② 調理設備・器具の拭取検査結果（微生物の有無）が即座に数値化される拭取検査用 ATP 検査器具（4 台）の無償貸与と検査試薬の無償提供により、調理場の衛生管理を支援する。
- ③ 菌培養等に使えるふらん器（10 台）を無償貸与し、調理場の衛生管理を支援する。

イ 職員の健康管理に努めて、月例保菌検査の結果を保育所等に対して報告し、また、配送車に排ガス浄化装置を付けるなど、食品納入業者としての衛生管理を徹底する。

事業	自	平成 26 年 4 月 1 日	法人コード	A009123
年度	至	平成 27 年 3 月 31 日	法人名	公益財団法人愛媛県学校給食会

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

当期中における借入れの予定の有無を記載し、借入れ予定がある場合は、その借入先等を記載してください。

借入れの予定	なし		
事業番号	借入先	金額	用途
		円	

(2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資（除却又は売却を含む。）の予定の有無を記載し、設備投資の予定がある場合は、その内容等を記載してください。

設備投資の予定	あり		
事業番号	設備投資の内容	支出又は収入の 予定額	資金調達方法又は 取得資金の用途
公 1、収 1 及び法人会 計	愛媛県学校給食総合センターの耐震補強工事	3,348,000 円	取得資金 1,000,000 円 自己資金 2,348,000 円